

岩国運動公園内展望休憩所（飲食店）経営者募集要項

1 応募の条件

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を取得している者

2 使用を許可するもの

- (1) 展望休憩所（延床面積 438.72 m²）のうち、別図のとおり（171.28 m²）
- (2) 市の備付け厨房機器

品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量
ガスフライヤー	1	台	9	ガスローレンジ	1
ガス給湯器	1	ガスレンジ	1	二槽シンク	1
ソイルドテーブル	1	一槽シンク	2	台下戸棚	2
コールドテーブル	1	ラックシェルフ	1		
戸棚	1	上 棚	6		

3 使用期間及び使用料

- (1) 使用期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 使用料は、月額 33,000 円とする。（市が定める期日までに納付すること。）
消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって、消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合、その相当額分について、協議により対応することとする。

4 許可の条件

- (1) 電気料及び水道料は、実費徴収とする。
- (2) プロパンガスは、経営者が持ち込むものとし、ガス代は、経営者の負担とする。
- (3) 使用許可を受けた経営者は、連帯保証人 1 名による誓約書を提出すること。
- (4) 管理許可する部分は、喫茶スペース、屋内展望スペース、厨房スペース及び更衣スペースの 171.28 m²とする。なお、便所は共用、休息スペースについては、原則として喫茶スペース部分が不足した場合のみ使用を認める。
- (5) 建物の全体及び周辺の清掃管理は、経営者が行うものとする。
- (6) 従業員の駐車場の使用は、休日や大会が実施される日は 1 台、その他の日は 2 台程度とする。
- (7) 営業の廃止は、2 ヶ月以上前に届け出ること。
- (8) 営業日は、原則として 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く岩国運動公園の開園日とし、定休日を設ける場合又は夏季休業など臨時に休業する場合は申請の上許可を得ること。
- (9) 営業時間は 9 時から 21 時までの範囲とする。ただし、岩国運動公園利用者が開園時間に展望休憩所として利用できるよう最大限配慮すること。
- (10) 岩国市都市公園条例規則第 6 条の規定に基づき経営者は、販売品目（飲食物の提供に限る。）と料金を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用者の見やすい場所に提示するものとする。その際、販売品目・価格については、運動公園利用者に見合う内容とすること。

- (11) トイレトペーパーや電球等、消耗品の補充等については経営者が行うこと。
- (12) 今後の使用に伴う備付け厨房機器の軽微な修繕（1件当たり税別5万円以下）は、経営者が行うこと。
- (13) 経営者は、許可を受けた管理の期間満了時には、本施設を原状に復して明け渡すものとする。ただし、通常の使用による損耗および経年変化は、対象外とする。
- (14) 上記の許可条件以外の不明な事項については、施設管理者と協議のこと。

5 提出書類（申請にあたっては、次の書類を添付すること。）

- (1) 参加申込書
- (2) 出店計画書（営業経歴、営業計画、その他具体的方針等を詳細に記述すること。）
- (3) 収支計画書
- (4) 納税証明書（国税・県税・市税）
- (5) その他必要な書類
 - ア 申請者が法人である場合
定款の写し、登記簿の謄本、財務状況等が確認できる資料
 - イ 申請者が個人である場合
住民票の写し、履歴書、財務状況等が確認できる資料

6 経営者の選定方法

提出書類の内容に基づき、経営者選定審査会による面接（出店計画書等の説明聴取、プレゼンテーション）を行った上で、同審査会において審査を行い、その結果に基づき岩国運動公園内運動施設運営協議会長が決定する。

7 応募期間等

- (1) 応募受付
 - ①受付期間 令和8年9月14日(月)～令和8年10月9日(金)
 - ②受付時間 9時00分から17時00分まで
 - ③応募方法 所定の提出書類を担当課に持参（郵便の場合は上記期間に必着）
- (2) 質問受付
質問がある場合は、質問書を期限までに担当課に提出すること。
 - ①提出期限 令和8年9月30日（水）17時
 - ②質問に対する回答は、令和8年10月5日（月）に本市HPで公表する。
- (3) 面接・プレゼンテーション
令和8年10月下旬を予定（応募者に別途連絡）
面接時間は1団体当たり20分程度を予定
- (4) 選定結果通知
令和8年12月1日（火）までに、応募者へ文書で通知する。

8 その他

- (1) アルコール類の提供は不可とする。
- (2) 建物警備及び消防設備の点検は、市が行う。

- (3) 営業にあたっては、障害者の雇用について配慮されたい。
- (4) 市の都合により 1 か月に 10 日間以上本施設が使用できない場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。なお、使用料に 1 か月未満の端数があるときは日割りにより計算し、1 円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。
- (5) 経営者が許可条件に違反した場合、市長は条例第 11 条の規定に基づき許可を取り消すことができる。

9 担当課

岩国市役所 文化スポーツ振興部 スポーツ推進課

〒740-8585

岩国市今津町一丁目 14-51

TEL 0827-29-5103

FAX 0827-21-3456

e-mail sportssuishin@city.iwakuni.lg.jp